

総財務第88号
平成27年4月10日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

総務省自治財政局長
(公印省略)

奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱について（通知）

今般、国を挙げて「人口減少克服・地方創生」という課題に取り組む中で、地方大学が地方公共団体や地元企業などと連携して「地方への新しいひとの流れをつくる」取組や「地方にしごとをつくる」取組を実施することが期待されています。このため「地方大学を活用した雇用創出・若者定着の取組の促進について」（平成27年1月23日付総財務第13号総務大臣通知）により、地方大学を活用した雇用創出・若者定着に積極的に取り組んでいただくよう要請したところです。

このたび、地方公共団体と地元産業界が協力し、将来の地域産業の担い手となる学生の奨学金返還を支援するための基金を造成する取組を促進するため、別添のとおり「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱」を策定しましたので、各地方公共団体におかれては、当該取組の推進について格別の配慮をお願いします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対して本通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱

平成27年4月10日（総財務第88号）制定

第1 趣旨

地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高い。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは必至である。地方から大都市への人口流出に歯止めをかけるため、地方大学が地方公共団体や地元企業などと連携して「地方への新しいひとの流れをつくる」取組や「地方にしごとをつくる」取組を実施することが期待される。

とりわけ、地方からの人口流出は、大学進学時と卒業後の最初の就職時という2つの時点において顕著であることから、大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出することが重要となる。

特に地方創生、地方の自立のためには、地域課題の解決に資する人材や地方経済を支える産業を担う人材の確保が不可欠である。

このような状況を踏まえ、総務省においては、地域に就職・定着し、かつ地域の中核企業等を担うリーダー的人材を確保するため、文部科学省と連携し、本要綱に基づき、第2以下に掲げる奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進を図るものである。

第2 取組の概要

(1) 取組の概要は、原則、次のとおりとする。なお、詳細は第3を踏まえて、各地方公共団体が決定するものとする。

ア 地方公共団体と地元産業界が、地元産業界に必要となる人材（以下「支援対象者」という。）に係る資格等を決定する。その上で、地方公共団体が中心となり基金を設置する。

イ 地方公共団体が、支援対象者となり得る学生を独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）へ推薦する。

ウ 日本学生支援機構が、当該学生に対して、無利子奨学金の優先枠を設けるなど、優遇措置を講じたうえで貸付を行う。

エ 当該学生が、地元企業に就職した場合に、当該基金から拠出して、奨学金返還の全部又は一部について免除する。

(2) (1)について、地方公共団体が意欲的・積極的に取り組むことができるよう、総務省並びに文部科学省及び日本学生支援機構が連携して必要な支援を行う。

第3 対象

第2に記した取組で、以下の(1)～(3)の要件の全てを満たすものに係る地方公共団体の経費について、財政措置を講じるものとする。その内容は、別紙のとおりとする。

(1) 支援対象者の要件

地方公共団体と地元産業界等が協議を行うなど、地域の実情に応じて、支援対象者の要件（以下「要件」という。）を決定するものとする。例えば、以下のものを要件とすることが想定される。また、要件については、書面で記すものとする。

なお、公務員として就職する者は、支援対象者とししないものとする。

- 地方経済の牽引役となる産業や戦略的に振興する産業に関わる分野の学位や資格の取得、あるいは特定の学部・学科の卒業
- 成績
- 大学等卒業後の就業地域、就業期間

(2) 基金について

ア 地方公共団体や地元産業界等が出捐し、基金を設置するものとする。ただし、その負担割合は、地元産業界等と協議を行うなど、地域の実情に応じて定めるものとする。また、複数の地方公共団体による基金への出捐は差し支えない。

イ 基金の設置場所（直営方式・財団方式等）については、地方公共団体の判断によるものとする。

ウ 基金の形態は取り崩し型とする。ただし、地元産業界等出捐分については、果実運用型としても差し支えない。

エ (1)の要件を満たす支援対象者について、基金から拠出して、奨学金返還の全部又は一部について免除するものとする。具体的な免除の方法については、地元産業界等と協議を行うなど、地域の実情に応じて定めるものとする。

(3) 地方版総合戦略について

本取組は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条に規定されている総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられたものである必要があること。

第4 その他取組推進に当たっての留意事項

(1) 市町村が本取組を実施するにあたっては、支援対象者が重複するおそれもあることから、都道府県と十分に調整し、当該都道府県における地方版総合戦略との整合性を図ること。

(2) 地方公共団体から日本学生支援機構への支援対象者の推薦、地方創生枠等の日本学生支援機構の取組については、別途文部科学省から発出される「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進について（通知）」（平成27年4月10日付27文科高第94号文部科学省高等教育局長通知）を参照されたいこと。

(3) 要件の写しの送付について

ア 都道府県は、第3の(1)の規定による要件を決定したときは、当該要件の写しを総務省に送付するものとする。市町村が、第3の(1)の規定による要件を決定したときは、当該要件の写しを市町村の属する都道府県を通じて総務省に送付するものとする。

なお、複数の地方公共団体の出捐により基金が設置された場合は、最も出捐額の大きい団体が要件の写しの送付を行うものとする。

イ 総務省及び都道府県は上記アの要件の写しの送付を受けた場合等、必要に応じて、当該地方公共団体の取組について助言を行うものとする。

奨学金を活用した大学生等の地方定着促進に係る特別交付税措置について

(1) 特別交付税措置の対象となる経費

設置された基金へ地方公共団体が出捐した額（基金造成のため、他の地方公共団体や地方公共団体以外の法人へ支出した額を含む）を対象とする。

ただし、地方公共団体が、当該年度の基金への出捐総額の1/2以上を出捐している場合は、出捐総額の1/2の額を対象とする。

また、日本学生支援機構の無利子奨学金以外の奨学金の返還に係る基金への出捐額も、特別交付税措置の対象とする。

なお、果実運用型基金へ支出した額は、対象とならない。

(2) 措置率

0.5（ただし、住民基本台帳人口移動報告により20～24歳の人口が流入超過となっている都道府県《当該都道府県内に位置する市区町村を含む。以下同じ。》については、措置率を0.3とするものであること。また、地方公共団体の財政力に応じ、補正を講じるものであること。）

(3) 措置上限額

一団体あたり1億円を上限とする。（ただし、住民基本台帳人口移動報告により20～24歳の人口が流入超過となっている都道府県については6千万円とする。）